

藤沢市教育委員会 3月定例会会議録

日 時 2018年(平成30年)3月19日(月)
午後6時45分
場 所 本庁舎3階 3-3会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第32号 藤沢市文化芸術振興計画について
 - (2) 議案第33号 藤沢市奨学金給付規則の一部改正について
- 5 閉 会

出席委員

1番 平 岩 多恵子
2番 小 竹 伊津子
3番 中 林 奈美子
4番 大 津 邦 彦
5番 飯 島 広 美

出席事務局職員

教育部長	村 上 孝 行	教育次長	小 林 誠 二
生涯学習部長	秋 山 曜	教育部参事	神 原 勇 人
生涯学習部参事	塩 原 彰 子	教育部参事	松 原 保
教育部参事	小 池 規 子	学校施設課長	山 口 秀 俊
学校給食課長	板 垣 朋 彦	教育総務課主幹	佐 藤 繁
文化芸術課長	横 田 隆 一	郷土歴史課長	横 田 淳 一
教育指導課主幹	窪 島 義 浩	生涯学習総務課主幹	山 口 雄 賢
生涯学習総務課 課長補佐	峯 千 鶴		
書 記	西 山 勝 弘		

平岩教育長 ただいまから藤沢市教育委員会3月定例会を開会いたします。
この3月は市立小学校、中学校、白浜養護学校の小学部、中等部、高等部の卒業式が3月4日から3月16日にかけて行われました。委員の皆様にはそれぞれご出席を賜り、ありがとうございました。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、4番・大津委員、5番・飯島委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、4番・大津委員、5番・飯島委員にお願いすることといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、このとおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 それでは、議事に入ります。

議案第32号藤沢市文化芸術振興計画についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

横田文化芸術課長 議案第32号藤沢市文化芸術振興計画について、ご説明いたします。

文化芸術振興計画の策定までの経過でございますが、学識経験者や市内の文化芸術関係者等を構成員とした「藤沢市文化芸術振興計画等検討委員会」におきまして、本市の文化芸術を未来につなげていくための議論を深め、その結果を平成29年3月に提言書としてご提出いただきました。この内容を踏まえて本計画の素案を作成し、平成29年9月市議会定例会・子ども文教常任委員会においてお示しした後、10月から11月にかけて、パブリックコメントを実施いたしました。その後、パブリックコメントや市議会からいただいたご意見を参考として、素案を修正し、先月22日に行われた平成30年2月市議会定例会・子ども文教常任委員会において案として提示させていただきました。

次に、本計画の概略を説明いたします。(藤沢市文化芸術振興計画(案)参照)案の中の下線部分は、素案からの更新箇所となります。

5ページの「1 藤沢市文化芸術振興計画策定の趣旨」及び6ページ

の「2 法律及び他計画等との関係」については、後ほどご確認いただければと思います。

7 ページ下段の「3 本計画で対象とする文化芸術の範囲」については、8 ページ上段の表のとおり、芸術文化、生活文化、歴史・景観文化の3つを対象としてまいります。

「4 計画期間等について」について、(1) 計画期間については、平成30年4月から平成36年3月までの6年間とし、平成32年度までを前期、それ以降を後期として取り組みます。(2) 進行管理については、学識経験者や文化芸術関係者、公募市民などを委員として今後設置を予定しております「(仮称)文化芸術事業評価委員会」において行ってまいります。

9 ページ、「第2章 藤沢市の文化芸術について」、この章では本市における文化芸術の特色や現状、課題などを整理し、13 ページ上段まで記載しておりますので、後ほどご覧ください。

中段の「第3章 藤沢市文化芸術振興計画の構成」について、こちらの章以降が本計画の構成となります。1 基本理念として、「多彩な文化の融合による新たな『ふじさわの文化』の創造」を掲げ、その実現ために4つの基本目標定めております。

「基本目標1 藤沢の特性を生かした文化芸術の振興を図ります」は、市民生活の中に醸成されている藤沢独自の豊かな文化的風土を守り、市民との協働や若手芸術家への支援などを通じ、共有の財産として向上をさせてまいります。その目標を実現させるための方法として、施策1 市民との協働による文化芸術活動の推進。施策2 藤沢を中心に活動する芸術家への支援及び若手芸術家の発掘、育成、支援。施策3 文化芸術振興の拠点となる施設・体制のさらなる充実・強化。施策4 藤沢発の文化芸術の国内外への発信の4つの施策について取り組みを行ってまいります。

「基本目標2 市民主体の文化芸術活動をさらに活発にしていきます」は、郷土への愛着や理解を育む根底となる市民の主体的な文化芸術活動がさらに活発になるよう推進するとともに、次世代を担う子どもたちが文化芸術に触れることができる環境づくりを目標としたものです。そのための方法として、施策1 市民の主体的な文化芸術活動への支援の拡充、施策2 優れた文化芸術に触れる機会の充実、施策3 市民文化・伝統文化の次世代を担う人材の育成の3点につき取り組んでまいります。

「基本目標3 歴史的、文化的資源の保存、活用を図り、次世代に継承します」は、本市固有の歴史的、文化的資源を貴重な財産として次世代に継承することを目標とするものです。施策1 郷土の歴史的、文化的資源

の保存、施策2 郷土の歴史的、文化的資源の活用の2つにつき取り組んでまいります。

「基本目標4 オリンピック・レガシーを次世代へ継承します」は、次世代を担う子どもたちに夢や希望を与えられるよう、オリンピック・レガシーを継承していくことを目標とするものです。施策1 藤沢の特性を生かした市民・来訪者の心に残る藤沢市文化プログラムの実施。施策2 藤沢市文化プログラムを実施するための体制づくりについて取り組んでまいります。

17 ページに記載の図は、本計画の概略を示したものです。

18 ページ 「4 各基本目標の施策ごとの取組」は、庁内各課等で実施する文化芸術関連事業を集約して、各基本目標の施策ごとに記載したものです。この取組みについては、その進捗を確認してまいります。以上、藤沢市文化芸術振興計画の概略をご説明いたしました。

それでは、議案を読み上げます。(議案書参照)

平岩教育長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第32号についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

大津委員 文化芸術基本法第7条の2により定められているということですが、この振興計画(案)は、他の市町村と比べて藤沢の独自性が出ているものなのか。法律の中で細かい規定があつて、こういう項目を入れなければいけない等が定まっていて、全国どこでも同じようなスタイルのものができているのかどうか、教えていただきたいと思います。

横田文化芸術課長 計画案の8ページに、先ほどご説明いたしました3つのジャンルの「芸術文化」、「生活文化」、「歴史・景観文化」の下線部分は、順番を入れ替えたものですが、こちらに記載してあるものについては、すべて法律に書かれているものになります。その下の「文化財」についても法律に記載されています。

藤沢の特徴といたしましては、「景観文化」でありまして、藤沢(湘南)独特の風土に根ざした文化的景観等も含めて記載しておりますところが、藤沢の特徴になります。

平岩教育長 他にありますか。
ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、議案第32号藤沢市文化芸術振興計画については、原案のとおり決定いたします。

×××

平岩教育長 次に、議案第33号藤沢市奨学金給付規則の一部改正についてを上程い

たします。事務局の説明を求めます。

神原教育部参事 議案第 33 号藤沢市奨学金給付規則の一部改正についてご説明いたします。
なお、改正の内容については議案書 23 ページ以降を、規則の新旧対照表
については 28 ページ以降をご参照ください。

この規則を提出いたしましたのは、学校教育法の改正に伴い、新たに制
度化された専門職大学等を奨学金の給付対象となる進学先に加える等、規
定の整備を行う必要によるものです。

専門職大学及び専門職短期大学については、専門性を求められる職業を
担うための高度な実践力や豊かな創造力を培うことに重点を置いた仕組
みとして、平成 31 年 4 月 1 日に施行される「学校教育法の一部を改正す
る法律」によって、大学制度の中に新たに制度化されたものであることか
ら、奨学金の給付対象となる進学先として、これらを奨学金の給付規則第
2 条第 3 号の中に追加するものです。また、制度を創設しまして、運用を
開始してから約 1 年が経過する中で、実務と規定の整合を図る必要がある
ことから規定の整備を行うものです。なお、この規則の改正の施行期日
につきましては、平成 30 年 4 月 1 日からとするものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 33 号につきまして、ご意見・ご
質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありません
か。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第 33 号藤沢市奨学金給付規則の一部改正については、
原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 以上で、本日、予定しておりました審議する案件はすべて終了いたしま
した。

委員の方で前回の定例会から本日までの間で報告事項のある方はいら
っしゃいますか。(なし)

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。4 月 18 日(水)
午後 3 時から、傍聴者の定員 20 名、場所は本庁舎 3 階 3-3 会議室にお
いて開催することはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、次回の定例会は 4 月 18 日(水)午後 3 時から、傍聴者の定
員 20 名、場所は本庁舎 3 階 3-3 会議室において開催いたします。

以上で、本日の審議の日程はすべて終了いたしました。

午後7時01分 閉会